

令和5年5月1日

各幼稚園長  
各小・中・高等学校長  
広島中等教育学校長  
広島特別支援学校長  
様

学校教育部長

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行及び5類感染症への移行後の  
学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

このことについて、別添1・2のとおり、文部科学省初等中等教育局長から、5類感染症への移行を踏まえた通知があり、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」が改定されました。

ついては、別紙1に主な変更点をまとめていますので、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、御配慮ください。

また、別紙2（様式1（学校用）又は様式2（幼稚園用）を添付）により、保護者へ理解と協力を求めるよう通知してください。

なお、5月7日をもって令和5年3月22日付け「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し及び新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改定等について（通知）」の別紙1「感染拡大防止対策について」及び別紙2「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組等について」を廃止します。

○（改定）衛生管理マニュアル 教育委員会 LAN システム書庫掲載場所

1 総務>5 庶務>学校保健（健康教育課）>新型コロナウイルス感染症対応>  
衛生管理マニュアル（2023.5.8～）>

050508 改定 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

【担当】教職員課：高橋主事  
（504-2511）

健康教育課：山根主任指導主事  
（504-2491）

指導第一課：大下主任指導主事  
（504-2486）

指導第二課：江島指導主事  
（504-2487）

佐々木指導主事  
（504-2704）

特別支援教育課：生駒指導主事  
（504-2494）

生徒指導課：吉田主任指導主事  
（504-2815）